

茅ヶ崎市ごみと資源物の分け方・出し方広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみと資源物の分け方・出し方への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 ごみと資源物の分け方・出し方に掲載する広告は、その内容が公共性を損なうおそれのないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条（第2項及び第3項を除く。）に規定する営業に係るもの又はこれに類するもの

(2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの

(3) 商品取引所法（昭和25年法律第239号）第2条第8項に規定する先物取引に係るもの

(4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条に規定する製造たばこに係るもの

(5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(6) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの

(7) 労働者の募集に係るもの

(8) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの

(9) 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの

(10) 宗教活動に係るものと認められるもの

(11) 迷信若しくは非科学的と認められるもの

(12) 特定の事項についての主義又は主張に係るもの

(13) 世論が大きく分かれているもの

(14) 個人の宣伝に係るもの

(15) 市政運営に支障があると認められるもの

(16) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの

(17) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現がごみと資源物の分け方・出し方を媒体として行うものとして適当でないと認められるもの

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置は、ごみと資源物の分け方・出し方の市長が指定する位置とする。

2 広告の枠数は、8枠とする。

3 広告は、複数の枠を合わせて掲載することができる。

(1枠の規格)

第4条 広告1枠の規格は、縦7センチメートルで横9.5センチメートルとする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、1回の掲載につき、1枠当たり90,910円（別途消費税及び地方消費税を加算する。）とする。消費税及び地方消費税を加算した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

(広告の掲載を申し込むことができる者)

第6条 広告の掲載を申し込むことができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 市区町村民税を滞納している者（個人にあっては、独立して自ら事業を営む者に限る。）

(2) 前号に掲げる者のほか、ごみと資源物の分け方・出し方に掲載する広告の広告主として適当でないと認められる者

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、書面により申し込まなければならない。ただし、法人にあっては納期限の到来している直近の、個人にあっては当該年度の市区町村民税の納税証明書を添えることとする。

2 前項の納税証明書は、申し込み時にその原本を提示することで写しに、市町村民税の領収証書を提示することで領収証書の写しに代えることができる。

(広告主の募集)

第8条 市長は、前条第1項で指定する期日までにあらかじめ、広報紙及びホームページにより募集を行うこととする。

(広告主の決定)

第9条 広告主の決定は先着順とする。

(広告掲載の契約)

第10条 広告の掲載において、茅ヶ崎市長を受注者、広告主を発注者として契約を結ぶこととする。

(掲載料の納付)

第11条 広告主（広告を掲載する旨の決定を受けた広告主に限る。以下同じ。）は、市長が指定する期日までに掲載料を一括して納付しなければならない。

(版下の作成及び提出)

第12条 広告主は、広告の版下を作成し、市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

(広告主の責任)

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(取りやめの申出)

第14条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、広告の掲載を申し込んだ日から30日以内に、書面により市長に申し出なければならない。

(掲載決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が第2条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 広告主が第6条第2号に該当すると認められるとき。
- (3) 広告主が第11条の規定に違反して同条に定める日までに掲載料を納付しないとき。
- (4) 広告主が第12条の規定に違反して市長が指定する期日までに版下を提出しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、書面により、広告主に通知するものとする。

(掲載料の還付)

第16条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当するときは、掲載料に相当する額を還付する。

(1) 第14条の規定による広告の掲載の取りやめの申出があったとき（第7条第1項に規定する申込期間が満了する前に申出があったときに限る。）。 広告の掲載の取りやめの申出があったごみと資源物の分け方・出し方に係る掲載料に相当する額

(2) 市長が前条第1項第5号の規定により広告の掲載の決定を取り消したとき（その事由が広告主の責めによらないときに限る。）。 広告の掲載の決定を取り消したごみと資源物の分け方・出し方に係る掲載料に相当する額

2 前項ただし書の規定による掲載料の還付を受けようとする者は、書面により市長に請求しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月19日から施行する。